

第8日

平成22年12月10日（金）

午前10時零分開議

議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、9日に引き続き一般質問を行います。

それでは最初に、6番田中保光議員の質問を許可します。6番田中保光議員。

（6番田中保光君登壇）

6番（田中保光君） 皆さん、おはようございます。私は、ただいま質問の許可をいただきました6番議員の田中保光でございます。年末の何かと御多忙の中に、早朝より傍聴いただきますことを心から感謝を申し上げます。

さて、国と地方の関係につきましては、平成7年に地方分権推進法が制定され、国に集中している権限と財源を地方に移す改革の取り組みが進められているところであります。

今日までに平成18年12月には、地方分権改革推進法が制定され、21年12月には推進計画が閣議決定されました。そして、新政権にかわり、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されて、地方自治体がみずからの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かしたまちづくりを推進していくことを目的に取り組みが進められているところであります。

しかし、国と地方の協議の場設置法案など、地域主権改革関連3法案は、ことしの通常国会で継続審議となり、今回の臨時国会におきましても成立せず、また継続審議となっているところであり、分権、地域主権の推進もいまだに困惑している状況にあると、過言ではないと私は思っております。

この厳しい社会経済の低迷の中では、地方自治体においても、みずからの努力を重ね、財政改革を進め、行政と地域、そして市民がそれぞれの役割を再認識し、お互いに協働しながらそれぞれの地域の特色、あるいは文化資源を生かしながら新たな町づくりを推進していくことが、今強く求められているところでもあります。

私は、先月中旬に校区の役員の方々と鹿児島県鹿屋市柳谷地区、通称「やねだん」地区と言われておりますが、視察に行っていました。この「やねだん」地区公民館の豊重館長さんの説明によれば、この地区は今行政に頼らない地域再生に取り組んでいるということでした。

活動内容は、地域の皆さんによる遊休農地を活用したサツマイモ栽培を初め、地域の活動拠点の運動公園を自分たちで完成をさせ、そして土着菌という菌の開発による堆肥づくりを進められております。その堆肥で無農薬の野菜栽培をして、良質の野菜をつくり、新たな品質、新たな商品開発をし、またその菌を使い畜産の臭気対策にも成功したということでございます。

現在では、焼酎を委託製造し、限定販売がなされております。さらには、空き家対策として迎賓館と銘を打ちながら、アスリートの方々を入居させ、新たな文化を取り入れ、地域の活力を生み出しているということでもございました。

そして、いろんな開発品の販売の収益金は地域の活動資金として活用し、高齢者には緊急通報装置を設置したり、地域の方々にはボーナスとして収益金を還元しているということでもあります。

さまざまな取り組みがなされており、まさに分権や地域主権の時期に即した活動であると感心をしたところであります。

館長さんのお話の中に、1つの集団にはいろいろな考え方をっておられる方がおられるのも当たり前のことでありますということで、このような中で全体の協力体制をつくるのは強制するのではなく、また説得するのでもなく、納得をさせる努力が必要であるということでもございました。

今朝倉市におきましても、コミュニティが始動したばかりであります。よき指導者の育成とともに、コミュニティが行財政改革の一端として活動につながっていくことを期待をするところでございます。

以下、質問席より質問を続行いたしますので、執行部におかれましては、明解なる答弁をお願いいたします。

(6 番田中保光君降壇)

議長(柴田裕隆君) 6 番田中保光議員。

6 番(田中保光君) それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

まず、今後の健全な財政運営の考え方についてでございますが、これにつきましては、合併後を振り返りながら反省をし、そしてその中から質問をさせていただきたい、このように思っております。

朝倉市は、平成18年3月に経済の低迷により厳しさを増す市町村財政運営に対する行財政改革を目的として、1市2町が合併し、さらに4年と8カ月が経過したところでございます。今朝倉市として合併による効果があらわれているものは、人件費の削減、そしてその中でも市議会議員を半減したこと、さらには、職員の削減が現在も進められていることであろうと、このように思っております。

これは、やはり当然に合併による効果として、その成果をなし遂げていかなければならない問題でもあったと思います。

また、歳入に関するものとしては、市町村合併をすることにおいて、地方交付税の算定が合併前の市町村により算定される特例や、合併特例債として事業費の95%が対象となり、その償還金の70%が交付税で補てんされる有利な起債が活用できること、その他合併による国の補助金が一定期間交付されることなどの恩恵があったわけでございます。そういう状況の中で、今日まで5カ年度の予算が組まれ、行財政運営がなされてきたところでもあ

るわけでありませう。

しかし、我が国の経済状況の回復はまだまだ実感しがたい状況にありまして、さらにはリーマンショックによる世界経済の低迷と相まって、今なお厳しさが続いている現状でもあります。

その中で、過去の決算状況を見てみますと、平成19年度は汚泥再生処理施設建設の入札談合による賠償金として受け入れた2億5,620万円が黒字の要因となったものでございました。平成20年度は、地方再生対策費が地方交付税の算定項目に創設されたことや、生活対策臨時交付金が交付されるなど、国の経済対策が行われ、臨時的な収入により黒字決算となっております。

平成21年度におきましても、市の基本的な財源となります市税は長引く景気の低迷により、特に法人税に大きく影響し、対前年度比3億4,100万円程度の減収となったものの、地方交付税の別枠加算等々により増加し、国の経済対策、あるいは経済対策臨時交付金等々、臨時財政対策債等々の大幅増額により、黒字決算となっているところであります。

このように、過去3カ年の決算は黒字ということで、いかにも朝倉市の財政運営においては、健全な状況に見えますけれども、私はこの決算が決して手放しで喜ばれると考えられないところがございます。すべてがやはり今申し上げますように、臨時的な、あるいは依存財源である国の臨時による財政措置によるものの影響が大きく、継続的に収入となる自主財源による黒字とは言えないものであると思っております。

このような状況から見れば、今後市町村合併に関する特例適用期間もわずかになっておるわけございまして、抜本的な財政運営の確立をしておく必要があるのではないかとこのように考えております。

そこでお尋ねしたいのは、合併に伴う財政支援、交付税でいきますと10年間でありませうが、単年度でありませうと、私は約十数億円程度が交付税として増額されているのではないかなと理解をしておるところでございますけれども、残されました5年のうちに、合併による特例措置である財政支援が、今後どのようなものがあって、今後単年度でどのくらいの金額になるのか、21年度ベース程度で結構でございますので、教えていただきたいと思っております。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 平成22年度現在で申し上げたいと思っております。

まず、長期的な制度を説明申し上げます。普通交付税と臨時財政対策債は、朝倉市で計算した場合、旧市町村の1市2町で計算した場合の有利なほうとなります。平成22年度の当初算定では、その差が普通交付税で10.6億円、それから、臨時財政対策債で3.3億円あります。この制度は、平成28年度から5年間で段階的に削減されます。この普通交付税臨時財政対策債は、国の施策で大きく変化をしますもので、あくまで平成22年度当初算定で、国の1次補正に伴う追加分は含んではおりませう。

次に、短期的な制度でございますが、普通交付税に1億円の加算が含まれております。これは、合併後5年間の措置でございますから、平成22年度までで終了するわけでございます。そのほかに交付限度額3.9億円の国庫支出金がありますけど、平成21年度までで3.4億円交付を受けておりますので、残額は0.5億円、また交付限度額7億円の県支出金がございます。平成21年度までに5.8億円交付を受けておりますので、残額は1.2億円ございます。この国県支出金は、平成23年度までで交付が終了する予定となっております。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 今御答弁いただきましたように、やはり交付税なり臨時財政対策債含めると、約14億円程度の措置がなされておるということでございます。これは、考えますと朝倉市の財政運営の中では本当に大きな一般財源であるというふうに私は理解をしておるところでございます。

そういうことを基本に置いて考えてまいりますと、朝倉市の財政運営の弾力性を示す経常収支比率から見ますと、平成21年度決算では91.3%、平成19年度で96.3%、平成20年度では95.6%と非常に高い率にございまして、今の数字でわかりますように、21年度はある程度改善がなされたというような状況でございますが、これも中をよく見てみますと、交付税の増加、あるいは経済対策、あるいは臨時財政対策債の増加によります一時的なものの収入が経常一般財源的に算入をされたということが、その大きな改善の原因であつたらうというふうに思っております。

そして、経常支出では人件費、借金の返済に当たります公債費、これにつきましては、繰上償還等々もなされてきた経過もございまして、あるいは交付税算入になります起債等もありました関係で、減少はいたしておりますものの、反面この経済の不況に伴います扶助費等については、増加をしておるとするのが現実であろうというふうに思います。

そういうことで、全体的に見ますと分子となります経常経費充当一般財源の減少よりも、分母となります臨時的な収入による経常的一般財源の増加のほうが大きかったということによる改善であるというふうに、私は理解をしておるところでございます。

また、この経常的一般財源の中には、合併によるさっき言います特例措置、約14億円程度というものが、当然に含まれておるわけございまして、その影響も非常に大きいものがあるなというふうにも思っておるところでございます。

そういうことから、真に私は改善をされたものではないと思っておりますが、執行部のその辺の見解をお尋ねをしたいと思っております。

議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

総務財政課長（渡邊義明君） 議員おっしゃるとおり、全く分析はそのとおりでございます。議員言われますように、景気低迷によりまして地方税が減少しております。地方交付税の算定や項目に地域雇用創出推進費が算入されておりますし、臨時財政対策債、そう

いったものが大きく伸びておりますので、それが分母であります。

議員言われますように、分子の関係、人件費その他下がっております。全く言われるとおりであると思っております。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） そうなりますと、やはり合併後5年を経過をいたしております。今後やはり合併特例を受けていくその措置は、あと残された5年であるわけでございますので、この5年間でやはり合併によります地方財政、あるいは地方行政改革を含めての総仕上げの期間に、私は取り組みをしていかにやならない時期に来たのではないかなというふうに、基本的には思っておるところでございます。そういうことから考えて、もう一つお尋ねいたしたいのは、平成21年度のベースで結構でございますけれども、今申し上げますように、21年度の経常収支比率は非常に91.3%という改善されているわけですが、これに今申し上げます合併による特例措置、そういうものがなくなった場合、この経常収支比率がどの程度になるのか、推計できますならば教えていただきたいと思っております。

議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

総務財政課長（渡邊義明君） 21年度の普通交付税及び臨時財政対策債の合併による加算は、平成22年度とは異なりまして、普通交付税で10.6億円、臨時財政対策債で2.2億円でありますから、これがない場合とすると、経常収支比率は99.7%になるかと思っております。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 今申し上げましたように、非常に厳しい財政運営に強いられてくるというのが、今の答弁ではっきりしたわけでございます。99.7%といえば、いわゆる朝倉市の政策を進めていく、そういう経費はゼロということでございます。何もできないんだというのが実態になってくるのではないかなと。

これには、考え方とすれば財政調整基金とか、そういうものは当然にあるわけでございますけれども、これは長続きをする財源ではないわけでございます。やっぱり考えますと、本当にこの経常収支比率というのは75%程度が適当だと言われてきておりますけれども、非常にほど遠いのが現状であると。これは特に朝倉市だけが悪いという状況でもないのではないかなと、今の社会情勢の中では私は思っておりますけれども、やはりこの辺の改善をやっていく必要が基本的にはあるというふうに思います。

合併による特例措置であります財政支援は10年間ありますが、平成27年度までとすれば、今申し上げますように、5年間でその整備をしていくということになってくるわけがあります。

朝倉市の財政運営が硬直化をしていくということになると、市民サービスも低下をするということになります。このようなことを考えると、財政支出では経常経費の見直し、あるいは削減を図るために一層の行財政改革に取り組みをしていかにやならないというふう

に思っておりますし、反面歳入においても、経常的一般財源の収入の増加を図る、その努力が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

そのためには、新たな財源確保についてやはりどういうものがあるのか、真剣に調査し、研究をするということも大事であろうというふうに思います。

今後の財政運営のあり方について、真剣に取り組み、真に自立できる財政運営を確立していくという観点から考えますと、残りの5年間でどういうふうな対応を執行部はしているかと考えられておるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 議員言われますように、平成27年度から財政運営は非常に厳しくなるというふうに考えております。したがって、平成23年度の当初予算編成から黒字編成とすることはもちろんでございますが、さらに一定額を財政調整基金に積み立て、平成27年度以降に備えていかなければならないというふうに考えております。

そのためには、事務事業の評価、それから第2期アクションプランの着実な実施を行いまして、また合併特例事業債を有効に使うことで、この一般財源の削減に努めていかなければならないというふうに考えております。

また、なお国の動向に左右される不安定な状況であることも十分認識しながら、国の動向についての確に把握した上で、適切な対応を図ることが不可欠であるというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

総務財政課長（渡邊義明君） ただいま部長のほうから回答いたしました。最初に27年度から財政運営が厳しくなると言いましたが、28年度の間違いでございます。

そして、財政調整基金の積み立てについても、27年度と言いましたが、28年度以降ということに訂正をお願いいたします。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 行財政改革ということで評価システムという説明もございましたけれども、前期の取り組みからいきますと、この評価システムについては半分も達成をしてないというのが、反省の結果であつたらうというふうに私は認識をしておるところでございます。

やはりこれだけ今申し上げますように、厳しい状況になってくるということになれば、やはりそういう評価システムも早く起動をさせて、やはり事務事業のスクラップ・アンド・ビルドというのを私は進めていくべきと。こういうことは本当に真剣に取り組まなければ、今言われますように28年度から非常に厳しさがさらに増してくるという状況になってくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

ひとつその辺については、早急なる実施に向けての努力をお願いをしたいというふうに思います。私は、現在の感覚で財政運営をしていくなれば、何遍も申し上げますように、

28年度からは本当に行き詰まった厳しい運営になっていくであろうと、そういうことで金がありません。どうしても要望にこたえるのは厳しいですということで終わっていくような行政運営というのは、避けていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それゆえに、やはり現在から簡素で効率の高い行財政運営の確立に努めていく必要があります。その中の一環といたしまして、今コミュニティが推進をされております。

さきも冒頭で申し上げましたように、よその地区は行政に頼らないまちづくりをやる、それくらい張り切ってやっておられる地域もあるわけですが、やはりこのコミュニティも十分に構築をしながら、そしてこの行財政運営の改革に大きく寄与をするようなコミュニティに育っていくということが、私は望ましいことであろうというふうに思っておりますが、そこあたりのコミュニティとのかかわりを、考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） このコミュニティにつきましては、行政の機能の肩がわりをするものではないというふうに思っております。行政の持っているこの権限の一部を移譲することで、地域のことは地域自身が決定をし、それから地域が責任を持って事業等を実施できるようなシステムづくりが必要であるというふうに考えております。

また、行政がすること、それから住民の皆さんができることの役割を明確にし、効率的な財政運営を今後工夫していきたいというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） また時間があれば、コミュニティについては質問を予定をいたしておりますので、その中でまた考え方を資させていただきたいと思っております。

次に、市長のマニフェストのビジョン7、クリーンで健全財政のまち朝倉の項でございます「市税徴収率の向上を図り、固定資産税率を引き下げます」とありますが、この項についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、このことについては、6月議会において20番議員から質問があったところであり、市長は市税徴収率の向上をし、固定資産税の引き下げを実施するということではなくて、朝倉市の固定資産税率は1.55%で、福岡県の中でも上から2番目に高いから、市長として税率を下げたいという説明であったというふうに理解をいたしております。

しかし、この0.05%を下げるということにおいて、約1億3,500万円程度が減収になるということで、市政を運営をしていく上からは、非常に厳しい数字であると理解されているところでもございます。

このことについて、副市長の考え方が資されたところではございますが、このことについて固定資産税率0.05%下げた場合に、1億3,500万円の減収については、「減収補てん債

という形で例えば起債をするというやり方はあります」と答弁をされたところでございますが、この減収補てん債の適用というのが、いわゆる標準税率を上回った分の減収に対しても該当するのか、私といたしましては、この減収補てん債が適用されるのは、国の税制の改正、あるいは法人関係の税收等の見込みが予想外の経済の落ち込み等によって減収になったと、そういうことで市町村財政の運営が非常に厳しいと運営ができないということで、これは臨時的な形で特例的な形で認められた起債ではなかろうかなというふうに理解をいたしております。

そういうことで、今申し上げますように、0.05%上積みされた税率を下げた場合に、減収補てん債が適用されるのか、副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 副市長。

副市長（埜牟 潔君） 議員おっしゃいましたように、私の説明で非常にわかりにくいといいますが、混乱させておったなというのは反省しております。

今おっしゃいましたように、制度としましては標準税率ですね。ですから、標準税率による考え方を基本にしております。ですから、減収補てん債の場合には、もともとがその石油ショックの当時、あのあたりで非常に税金が減ってきたというので、その臨時的な措置というふうになされた。

ですから、現在特に法人関係税の落ち込みあたりを考えると、翌年度で交付税で基準財政収入額のほうで精算をされるんですけど、事業を前倒して実施する必要があるというような場合に減収補てん債を発行して、それで行政運営をするということが考えられるということです。

固定資産税の話につきましては、標準税率以上、いわゆる1.4%を超えた部分の話ですので、つい考え方としまして、地方税率が下がると、そのような場合にどういうふうな行政運営をしていくかと。そこについては、減収補てん債があるという説明をしたかったもんですから、標準税率、固定資産税の話と一緒にしてしまいまして、非常にわかりにくかったなということで、再度御説明する機会を与えていただいてよかったなと思います。

考え方としましては、臨時財政対策債何度かお話のほうに出ておりますけれども、それについては、いわゆる交付税の代替措置ということで考えておりますけれども、減収補てん債も経常一般財源であるということにおいては、臨時財政対策債と同じようにとらえる考え方もありますけれども、基本的には交付税の代替措置そのものではありませんので、発行については真に必要な場合についてということで、今朝倉市の状況の中で、これを使ってどうこうということは考えておりませんし、固定資産税率の引き下げのときに減収補てん債の話をもってくるというのは、ちょっと違った話になりますので、そこについては議員おっしゃるとおりだと思います。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 私も全くそのとおりだというふうに思っておりますし、やはり標

準税率の中で景気の低迷等によります減収になった分については、翌年度に地方交付税に算入されて、その部分の75%は交付税で、そして25%は減収になるというような仕組みであろうというふうに思いますので、それはそういうことに通常はなっていくのではないかなと。

ただ、この0.05の話とは別個の話じゃないかなというふうに思っておるところでございます。今お尋ねを再度いたしましたのは、やはりそういう制度があるなら、これは楽じゃないかと、いいんじゃないかととられると、また大きな間違いになっていくかなというふうに思いましたので、再度お尋ねしたところでございます。

この固定資産税率の引き下げにつきましては、私が強く記憶しておりますのは、甘木市が昭和29年に合併をした当時から、いわゆる財政再建団体に陥っていったというような状況もございまして、当時一番最高になったのが、1.7が当時で一番最高であったと。それからその後、二、三度自主再建対策が取り組まれる中で、いろいろこの分についての減税のお話があったけれども、なかなかそこまで引き下げができなかったということで、最終的には0.05ずつぐらい、数回にわたって引き下げて現在に至っておるとというのが状況でございます。

そういう中で、その引き上げられたものにつきましては、やはり甘木市当時は167平方キロと、非常に広域な市域を抱えておる。そういう中で、インフラ整備等を含めて経費はどう生み出していくのかと、非常に合併当時から旧町村の借金のいわゆる市債、町村債の持ち込み等で厳しかったということで、都市計画税もとれないというようなことから、そういう措置がなされてきたということでございます。

そして、さらには大型企業も甘木市時代から進出をしまいいりました。そして、甘木市の財政も来た企業によるその税収も入ってくるようになりましたし、やはりその中では、企業が設備をいたしました償却資産、これによる固定資産税というものも、非常に大きなものがあるというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、さっきから申し上げますように、5年後には十数億円程度の合併による歳入も減ってまいります。それとあわせて、今の景気の状態を考えてまいりますと、本当にまだこれで朝倉市の財政がうまく運営できていくのかなというのが心配されますが、それにこの減税をあわせますと、さらに厳しさが増すのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そのことで、市長としてこの減税に対して現時点どのようにお考えになってするならば、いつごろこれを実施しようとお考えになってあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） まず、今後の朝倉市の財政状況運営というものが、非常に厳しくなっていくという認識については、田中議員と同様な認識を私も持たせていただいております。

ます。いわゆる合併をいたしまして10年間というのは、新しい市の準備期間ということで、いわゆる国のほうが財政的にももちろん特例債もそうですけども、そこらの十何億円というものについては、その間にきちっと準備をなさいよという意味での準備期間という意味合いがあります。

それが終わったときに、じゃあどういう形でやっていくかということは、今後一つには地方分権とも地域主権とも言われますが、それがどういう形で今後進展していくのかによっても、多少の変わりが出てくると思うんですけども、違いが出てくると思うんですけども、やはりいずれにしても、私もこの10年間に過ぎた後に、やはり朝倉市として将来に向けてきちっとした形をつくっておかなきゃならんと。そういった中で、あえていわゆる固定資産税についてマニフェストの中で書かせていただきました。

6月議会で大内田議員から、「あんた現実を知らんけえ」というふうなおしかりも受けました。しかし、基本的に考えてみますと、やはり私も朝倉市、もちろん旧甘木市時代からだろうと思いますけれども、ずっと当時のほかの地方自治体に比べて、高い税率で今日までできております。これは、それなりの理由があったんだろうと思います。そのときです。

しかし、やはり今私も考えますに、はっきり申し上げまして朝倉市については、徴収率もよそよりも低いんですね。それは現年度分、それから滞納分あります。滞納分が特に固定資産税については、これはいろいろ事情がありますから、それはそれなりに努力していただいて、21年度については、滞納分の徴収率もそれまでが6.幾つだったのが10.何%という形で、職員の皆さん努力してそれだけ上げていただきました。

じゃあ、現年度分はどうかといいますと、それ現年度分についても1%から2%、他の平均、県の平均より低いんです。まずそれを何とか県下平均までもっていきたいと、努力しなきゃならんと。その上でやはりよその、特にこういった景気の悪い時期、それは農業にしても、商工業にしても非常に厳しいと。そのときに、やはり少しでも固定資産税という形の中で下げるといって形の中で、そういったこういう大変な時代、市民の皆さん方に少しでも喜んでいただきたい。

もう恐らくこれは、いろいろ事情があるのも議員の皆さん方も、基本的には固定資産税を下げるということには反対される方いらっしゃると思ってます。ただ、現実の行財政運営を心配されておるといって、田中議員特に今回の質問になったんだろうと思いますけれども、当然先ほど申しましたように、今まではいわゆる今までの合併後の効果というのは、さっき言われますように、職員定数を削減することによって、その効果がほとんどです。

今後は、先ほど申しましたように、要するに行財政のいわゆる見直しをすることによって、ある意味では市民の皆さんの中には、何でこれを削らにやいかんとかいという反発も出てくるかもしれません。しかし、あえてそういったものをいわゆる外部の評価委員にも

入ってもらって、そういった中でやっていこう。それを23年はとりあえず内部でやります。24年からは外部評価も含めてやるということで、きょうの今回の議会でも説明させていただきましたが、そういう形でやる中で、いつごろと言われても、何年からということは、この場では申し上げられません。ただし、私マニフェストの中で約束させていただいておりますので、少なくとも私の任期のある中では、何とかやるという努力をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 確かに、この減税をするということも市民サービスの1つでございます。あるいは、税をこのままいただいて、これに付加価値をつけて市民にどう返していくのか、市民が喜ぶような行政運営をしていくことも、これも一つの行政の施策でもあらうと思っております。

そういうことからひとつその点につきましては、個々の財政状況を踏まえながら、これでよかったんだというものを見出していただいて、判断をしながらこの問題については取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

時間もかなり押し迫ってきたところでございますけれども、再度市長に今申し上げられましたように、合併後の総仕上げの期間5年間を基本として、合併してよかったなというまちづくり、朝倉市建設のためのやっていくための決意というものを、ひとつここでもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 市長。

市長（森田俊介君） 先ほども申し上げましたように、合併後5年経過いたしました。朝倉市の形というのが、ようやく少しずつ形成されたような気がいたしております。そして、あと残された5年間というのが、総仕上げの期間だろうと、ある意味でですよ、というふうに認識をしております。

早急に取り組むべき課題はたくさんございますけれども、今後は効率的な財政運営を図りながら、行政需要に対応できるように、そして市全域の均衡ある発展と市民福祉、市民の皆さん方が喜んでいただけるような行政に努めたいというふうに思っています。引き続き計画に基づいた政策を推進するためには、何といたしましても、市民の皆さん方の御協力が第一であります。行政改革を行う必要もありますけれども、さらなる市民サービスの、いわゆる少なくとも低下を来さないということを努めながら、行政運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

改革という話がありますけど、改革というのは特にこの時期だからやらなきゃならんという話で、普通の改革ということが一番大事だろうと思っておりますので、そういったつもりで私はマニフェストに書かせております親と子と孫と一緒に住める地域をつくるために、朝倉をつくるために、今後一層の努力を重ねていきたいと思っておりますし、それにつきましては、議会の皆さん方の御協力もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） ひとつ市長も今いただきましたように、頑張っていくということでございますし、執行部一丸となってこの難局を乗り切っていただいて、そしてこの5年間で基礎づくりをし、本当に将来が希望の持てる朝倉建設に取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思います。

続きまして、コミュニティの進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

コミュニティにつきましては、取り組みがなされて3年、4年たって、ようやくことしからこのスタートをしたところでございます。朝倉市が目指すコミュニティというものがあるわけでございますけれども、やはり私どもが地域の中で今までやってきました振興会、それからコミュニティに変わったということで、住民の方の戸惑いというものがどうもまだまだあるわけでございます。

「コミュニティとは大体何な」と、横文字になったことに対する理解もひとつやりにくい点もあるのかなと。それから、コミュニティというのが具体的に何なのかというつかみにくい部分もあるのかなと、そういうふうには私は思っておるわけですがけれども、やはり朝倉市がこれをこれから住民と行政と協働して、朝倉市の建設をやっていこうという、いく意味で、発足をさせたわけでございます。そして、スタートをしたところでございますので、やはりその辺を十分に市民の方にやはり目的なり、また今後の進め方というものが理解をされておらないと、これもうまくいかないんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、市民のまず朝倉市が目指しているものがどういうものであるか、理解をし得るようなその啓発なり、取り組みがどのような形で今されておるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 議員言われるように、このコミュニティというのは言いにくいと、それから、どういうものかわかりにくいという声がたくさん上っておりました。今までの振興会でいいのではないかとか、そういった意見も数多く出てきておりました。

現在では、ようやくこのコミュニティという名前が地域に少しずつ定着しているかなというふうには思っております。このことについては、もう少し時間をかけまして啓発に努めていきたいというふうに思っております。

市の目指しておりますこの地域コミュニティは、従来の行政主導ではなくて、住民みずからが自主的な活動を展開するこの住民主体のまちづくりを目指しております。今後は、この地域住民と行政が対等なパートナーシップを築きながら、協働のまちづくりを進めなければならないというふうに思っております。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） その辺は理解をするわけでございますけれども、コミュニティが

発足をこしからしたわけですが、現在コミュニティ推進室には6名の職員の方が配置をされております。当時からの説明によりますと、地域担当を決めて、このコミュニティを推進をしていくということでもございます。

そういう中の1つといたしまして、活動内容に応じて職員がアドバイスや専門的知識の提供を行います。それ、そういうこともひとつあったわけですが、この6名の職員の方がそれぞれの今地域のコミュニティにどれだけ入り込んで、啓発なりそういうものはされておるのか。やはり地域は地域の中、いろいろな会合がもたれておるわけですが、区会長会もあっておれば、コミュニティの各種団体の会合も開催をされておられます。

そういう中にやはり出て行って、時間をつくっていただいて、そういう啓発を私は初年度である今やっていかにか、本当に浸透しないんじゃないかなというふうに思っておるわけですが、職員がどの程度今地域コミュニティの中に入っておられるのか、その実績があればお尋ねをしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） コミュニティ推進室長。

コミュニティ推進室長（田籠和明君） 私どもコミュニティ推進室は、6名の職員がおりまして、1人が3地区から4地区を担当して地域の支援をしているところでございます。今年度から16地区でコミュニティの取り組みを始めておるんですが、地域からの要望があったところ、例えば老人会の会合がある、あるいは女性の会の会合があるから、来てコミュニティについて説明してくださいという要望があるところにつきましては、積極的に出て行きまして、コミュニティとはどういうものであるか、そういうのを啓発をしております。

それから、市のホームページにも各地区のコミュニティの紹介であったり、その取り組みですね、それからコミュニティづくり、そういうのをホームページの中に載せて、啓発をしておりますのと、今までは各地区では「公民館だより」であるとか、それから「社協だより」、そういうのを今年度から「コミュニティだより」というようなことで1つの紙面としまして、地域の皆さんにいろんな取り組みであるとか、活動、あるいはそういうことをしながら、少しずつコミュニティとはどういうものであるかというのを啓発をしている、そういう状況でございます。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 今要請があったときには、積極的に行っております、積極的じゃ僕はないと思うんです。要請があったから行ってるんだと。やっぱりさっきから言いますように、地域担当を決めて推進をしていきますというのは、当初あるわけですね。そういう目標でやっていきます。だったら、やっぱり公民館とかコミュニティの役員の方とやはり定期的に連絡をとるなり、課題の把握をしながら、そしてその課題の解決に向けてやっぱり職員が取り組んでいくというのが、積極的な僕は取り組みじゃないかなと、そのよ

うに思っておるわけです。

ひとつ初年度でありますので、やはり初年度から頑張らないと、これは成功しないと思いますから、ひとつその辺をさらに頑張っていたきたいというふうをお願いをしておきます。

次に、補助金等を含めた運営の仕方についてお尋ねをしたいと思いますが、時間ももうないわけでございますけれども、約コミュニティ補助金5,000万円をつくって、今交付されておるわけでございますが、これは5,000万円をつくったということではなしに、5,000万円のある金を一まとめにしましたよというのが、実態ではなかろうかなと。補助金の交付要項を見ましても、今までしよった事業がそのまま羅列をされておるわけであって、その役割の中の部分が交付されておる。何もコミュニティに変えなくても、僕は今までの運営でむしろよかったんじゃないかなと。

やはりコミュニティをやるというならば、市民と行政が協働をしたまちづくりをするというなら、市民がもう少し各コミュニティの中で十分話し合いをしながら、新しいまちづくりを起こしていく、そういうものを私はつくり上げる必要がある、そういうものに一定期間市が支援をしていく。

どうも考え方によりますと、コミュニティビジネスというものも考えてあるようでございますけれども、やはりそういうものを考えれば考えるだけ、やっぱりそういう方向に向かうような支援になるようなものをやっていけばいいわけです。何も5,000万円つくってコミュニティに交付しました。今までと何も支障ないわけですね。そのことにおいて、逆にいうと公民館がコミュニティの拠点施設としてやりますと言いながら、公民館は教育委員会の管轄にそのまんまになっているわけです。

予算はこっちに持って来てしまった。公民館は宙に浮いた形になっています。職員も宙に浮いたまま、コミュニティから金をもらって配分を受けたものを、公民館が自分の役割の分だけ使う。僕はむしろえらい矛盾してるんじゃないかなと。やはりその辺は僕は基本的に考えるべきである。それであつたら、本当に私言わせていただくなれば、公民館とコミュニティの拠点活動というものは、最初から整理をすべきでなかったのか。今だまだ整理がついてない。

平成23年度から拠点施設のいき方というものを取り組んで24年ですかね、25年ですかね、そこからやります。それじゃ本当は遅いんじゃないでしょうか。一番基本になるのは、コミュニティの拠点にする今の公民館、あるいはコミュニティセンターならコミュニティセンターでもいいんですよ。その辺を市民が使いやすい、コミュニティとして使いやすいものに何で早くしないのか、何が支障があるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思いません。

議長（柴田裕隆君） 総務部長。

総務部長（樋口信尋君） 先ほどコミュニティとその財政運営との考え方という部分も、

ちょっと含まれておると思います。前回申しましたように、やはり地域が責任を持ってこの事業等を実施できるようなシステムづくり、これが私は必要であるというふうに思っておりますし、また何度も繰り返しますけど、行政がすること、それから住民の皆さんができること、この役割をやはりきちっと明確にする、それから今、先ほど申しましたように効率的なこの運営の工夫、これをやはり25年度というふうに決めておりますけど、そのやり方方法、この指摘もございまして、今後今申したものを工夫しながら、今後この推進に当たっていきたいというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） やっぱりどうもその辺が一番ネックになっておるようでございます。やっぱり公民館なのか、私は公民館は公民館でも構わんと思いますよ。それがやっぱり拠点として、公民館の今おる職員の方が、コミュニティの推進に支援するじゃなくて、コミュニティの推進を行うような、そういう体制をやっぱりつくっていかないと、この問題はうまくコミュニティが発展をしていかないというふうに思っております。

もう時間が終わりますので、ひとつその辺を取り組みを十分にひとつ加味しながら、ひとつ改善を早くしていただきますことをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。終わります。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩